

## JAS法の品質表示基準に係る指導の件数等

平成24年1月  
消費者庁  
農林水産省

JAS法の品質表示基準に係る国(消費者庁及び農林水産省)による指導の件数等は以下のとおりです。

(単位:件数)

	平成22年度上半期 (22年4月～9月)	平成22年度下半期 (22年10月～23年3月)	平成23年度上半期 (23年4月～9月)
指導	261	353	343
(参考) 指示	10	15	4
命令	0	0	0

### <指導の品目区分別の状況>

	指導 件数	品目区分数									
		生鮮食品計					加工食品計				
		農産物	米	畜産物	水産物	農産 加工品	畜産 加工品	水産 加工品	その他の 加工食品		
H22上半期	261	157	65	12	37	43	133	27	14	52	40
H22下半期	353	186	86	24	38	38	206	54	31	82	39
H23上半期	343	194	118	9	32	35	170	42	24	81	23

注:1つの指導の中で複数の品目区分の食品が対象となったケースがあり、品目区分数の合計は指導件数と一致しない。

### <指導の対象となった事業者による情報提供の方法(平成23年1月から)>

	指導 件数	計	社告	ウェブサイト	店頭告知	手紙等
H22下半期	90	94	3	22	63	6
H23上半期	343	364	—	36	295	33

注:平成23年1月から、指導を行う場合には、事業者自らが、事実と異なる表示があった旨の情報提供をすることとしている。  
1つの指導の中で複数の品目区分の食品が対象となったケースがあり、品目区分ごとの情報提供の方法を整理しており、その合計は指導件数と一致しない。

### (※) 資料

- 平成22年度下半期における指導の状況:資料1
- 平成22年度下半期における指導の分類:資料2
- 平成23年度上半期における指導の状況:資料3
- 平成23年度上半期における指導の分類:資料4